

## 規制シート(様式)

190196700610001

平成28年12月20日

規制の名称	船員災害防止活動の促進に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局船員政策課 課長 高杉 典弘
規制目的	船員災害防止計画を樹立し、並びに船員災害の防止を目的とする船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員災害の防止に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○国は、5年ごとに船員災害防止基本計画を、毎年、船員災害防止実施計画を作成し、船員災害の減少のための施策を定めることと規定。</p> <p>○船舶所有者には、国が実施する船員災害防止に関する施策に協力するよう努力義務を規定。また、雇用船員数に従って総括安全衛生担当者の選任、安全衛生委員会の設置、船員の安全及び衛生に関する教育の体制の整備に関し必要な措置を義務づけている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	平成26年度政策チェックアップ <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001101453.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001101453.pdf</a>
規制を維持、改革又は新設する理由	海上労働の特殊性により、船員災害発生率は、陸上労働者と比べ依然として高い状況にあり、引き続き船員災害の防災対策の推進を図っていく必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		